

第26期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項(交付書面省略事項)

事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 …	1
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ……………	5
連結計算書類の連結注記表 ……………	6
計算書類の株主資本等変動計算書 ……………	17
計算書類の個別注記表 ……………	18

株 式 会 社 東 名

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「コンプライアンス方針」を制定し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (b) 取締役会は法令遵守及び企業倫理を全社に周知・徹底する。
 - (c) 取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度「東名目安箱」を設置する。
 - (d) 内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - (b) 情報の取り扱いについては、「内部情報管理規程」及び「個人情報保護規程」等に基づき、適切に取り扱う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理体制を構築するため「リスク管理規程」を制定し、当社全体のリスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (b) 事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、コンプライアンス委員会及び経営会議で審議し、リスク管理を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 経営理念を機軸として策定した中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。

- (b) 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - (c) 常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議を毎月開催し、取締役の職務執行に係る重要事項の報告、取締役会における意思決定の審議を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社取締役は子会社取締役から、子会社の業績及び業務に関する報告を定期的に受けるとともに日常的な意思疎通を図る。
 - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に「リスク管理規程」を制定し、当社の管理担当取締役が統括し、リスク管理を行う。
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理本部が子会社の管理を行う。
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社と共通の「コンプライアンス方針」の制定、内部通報制度を設置する。
また、内部監査室が定期的に子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の意見を尊重してこれを決定する。
 - (b) 前項に配置される補助使用人の独立性を確保するため、人事異動、人事考課等については、監査役の同意を得たうえで決定する。
- ⑦ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社グループの取締役及び使用人等は、各監査役の要請に応じて適宜適切に報告するほか、経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題を発見した時は直ちに監査役に報告する。
 - (b) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務を執行するうえで、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互補完を図る。
 - (c) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに意見を述べるができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- また、不当要求等の介入に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、断固としてこれを拒絶する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役職務の執行について
- (a) 取締役会を19回開催し、取締役及び監査役の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議及び報告だけでなく、重要な事項（事業戦略、投資、資本政策、人事戦略など）の審議を行っております。

(b) 経営会議を12回開催し、常勤監査役出席の下、重要事項の審議・報告を適切に行いました。

② コンプライアンス及びリスク管理体制について

(a) コンプライアンス委員会を4回開催し、管理本部長をコンプライアンス委員長、管理本部長及び営業本部長の推薦により委員長が承認した者を委員としコンプライアンス意識の向上に努めております。

(b) コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、各種コンプライアンス研修（入社時研修含む）を実施し、従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

(c) 当社グループのコンプライアンス違反行為について社員が直接通報を行える内部通報制度を整備のうえ、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③ 内部監査の実施について

代表取締役社長直属の内部監査室が、監査役とも連携し、当社グループを対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役及び常勤監査役に適時に報告され、また、取締役会及び監査役会においても報告が行われております。

④ 監査役の職務の執行について

(a) 監査役会を14回開催したほか、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求められるものとしております。

(b) 常勤監査役は取締役会のほか、その他の重要な会議等に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、監査機能の強化及び向上を図っていることに加え、会計監査人や内部監査室と連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	新株式申込 証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	607,690	2,112	597,690	3,849,489	△490	5,056,490
当連結会計年度変動額						
新株の発行	17,107	△2,112	17,107			32,102
剰余金の配当				△88,097		△88,097
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,150,631		1,150,631
自己株式の取得					△172	△172
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	17,107	△2,112	17,107	1,062,534	△172	1,094,464
当連結会計年度末残高	624,797	-	614,797	4,912,023	△663	6,150,954

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	17,876	17,876	1,536	5,075,903
当連結会計年度変動額				
新株の発行				32,102
剰余金の配当				△88,097
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,150,631
自己株式の取得				△172
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	3,149	3,149	3,392	6,541
当連結会計年度変動額合計	3,149	3,149	3,392	1,101,005
当連結会計年度末残高	21,025	21,025	4,928	6,176,908

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社岐阜レカム

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～22年

工具、器具及び備品 4年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、契約関連無形資産については、経済的耐用年数（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. オフィス光119事業

オフィス光119事業における収益は、主に当社が電気通信事業者として提供する光回線、プロバイダ及びその他インターネット付随サービスの利用料による収入（以下、オフィス光119関連収入という。）、他の電気通信事業者への取次による手数料収入からなります。オフィス光119関連収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。手数料収入については、当社から他の電気通信事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. オフィスソリューション事業

オフィスソリューション事業における収益は、主に当社が小売電気事業者として提供する電力供給サービスによる収入並びに他の小売電気事業者への取次による手数料収入、情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入及びレンタルホームページサービスによる収入からなります。

小売電気事業による収入については、当社が顧客との契約に基づいた電力供給サービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日まで生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。手数料収入については、当社から他の小売電気事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入については、顧客へ商品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識することとしております。一部の当社及び連結子会社が販売代理店となる取引においては、当社及び連結子会社が販売会社を通じて商品購入者へ商品を納品し、販売会社がサービスの支配を獲得した時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識することとしております。当該事業においては当社及び連結子会社が代理人となるため、販売会社が取次の対価として支払った代理店手数料並びに商品購入者から商品販売の対価として受け取った売上代金から、当社及び連結子会社が販売会社へ支払う仕入代金を控除した金額を収益として認識することとしております。

レンタルホームページサービスによる収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金に基づき収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ. ファイナンシャル・プランニング事業

ファイナンシャル・プランニング事業における収益は、保険会社からの代理店手数料収入からなります。当社が保険契約の取次を行い、保険会社が当該契約を検取することによりサービスの支配を獲得した期間に応じて履行義務が充足されたと判断し、取次内容又は保険サービスの提供期間に応じて保険会社から支払われる代理店手数料を収益として認識することとしております。

これらの履行義務に関する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
貸倒引当金（流動）	△69,565
貸倒引当金（固定）	△37,136

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社における貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類の連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載のとおりであります。

② 主要な仮定

当社の貸倒引当金の計上にあたり、あらかじめ定めている債権回収細則及び経理規程細則に基づき、次のように債権を分類し、回収可能性について判断を行っております。

当社の保有する債権については、当社が商材・サービスを提供する主要な顧客が、全国の中小企業・個人事業主であり、小口債権が多数存在することから、一般債権又は貸倒懸念債権等特定の債権に分類し、それぞれ回収不能見込額を算出しております。一般債権の回収不能見込額は、延滞期間に応じた債権ごとに貸倒損失の発生実績及び現在の経済的な状況を踏まえた貸倒実績率等に基づき算出しております。

一定期間以上弁済が滞るかもしくはそのおそれがあり、債権の一部又は全部の回収が困難になるなど貸倒が懸念される貸倒懸念債権等特定の債権の回収不能見込額は、債権管理区分に応じた過去一定期間の回収実績率を用いて貸倒見積高として算出する、もしくは個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算定しております。当社においては、債権回収細則に基づき、回収状況について定期的に確認を行うとともに、回収実績や取引先の財政状態等から支払能力を総合的に判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社においては、貸倒引当金の見積りに際して、算定時点で入手可能な情報及び一定の仮定に基づき見積りを行っております。しかしながら、当社の取引先の事業及び財政状態は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、損失の実際の発生額は、当社の見積り額と異なる場合があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
繰延税金資産	56,139

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を見積もっております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としたものであります。

② 主要な仮定

繰延税金資産は、事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額（合理的な補正含む）に基づき見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 185,823 千円
- (2) 当社及び連結子会社（株式会社岐阜レカム）においては、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,010,000 千円
借入実行残高	1,400,000
差引額	2,610,000

なお、当社が取引銀行1行と締結した貸出コミットメント契約には、次の財務制限条項が付されております。これらの財務制限条項のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 2021年8月期以降の決算期及び中間決算期における純資産の部の金額を半期前の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2021年8月期以降の決算期及び中間決算期における経常損益を赤字としないこと。
- ③ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入実行残高の合計額が、直近四半期末時点における連結貸借対照表上の運転資金所要額（連結貸借対照表において、売上債権に棚卸資産を加算し、買入債務を減算した額）を超えないこと。

5. 連結損益計算書に関する注記

(顧客との契約から生じる収益)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結計算書類の連結注記表 8.収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,439,100株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月25日 定時株主総会	普通株式	88,097	12	2022年8月31日	2022年11月28日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年11月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	96,701	13	2023年8月31日	2023年11月29日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 156,000株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用については流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用しております。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。
短期借入金は短期的な運転資金の調達、長期借入金は設備投資資金の調達に伴うものでありますが、いずれも支払金利は固定金利であるため、金利の変動リスクには晒されておられません。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、取引における不良債権の発生防止、優良取引先の選別、取引基盤の強化等リスクの低減を図っております。また、販売管理規程に沿って、取引先ごとに債権の期日及び残高を管理しております。
投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期ごとに把握された時価が取締役に報告されております。
営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは各部署からの報告に基づき、

適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等はありません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	30,276	30,276	—
資産計	30,276	30,276	—
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	800,000	781,511	△18,488
負債計	800,000	781,511	△18,488

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	30,276	—	—	30,276
資産計	30,276	—	—	30,276

ロ. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	—	781,511	—	781,511
負債計	—	781,511	—	781,511

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	オフィス光 119事業	オフィスソ リューション 事業	ファイナン シャル・プ ランニング 事業	計		
売上高						
ストック収益 (注) 1	10,783,817	7,716,734	242,758	18,743,310	－	18,743,310
フロー収益 (注) 2	367,941	1,420,581	－	1,788,522	－	1,788,522
顧客との契約から生 じる収益	11,151,758	9,137,315	242,758	20,531,832	－	20,531,832
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	11,151,758	9,137,315	242,758	20,531,832	－	20,531,832

(注) 1. スtock収益とは、サービスの提供期間に応じて売上計上される収益であり、オフィス光119事業においては主に光回線及び自社サービスの提供、オフィスソリューション事業においては主に電力小売販売、ファイナンシャル・プランニング事業においては主に保険商品の取次によるものであります。

2. フロー収益とは、商品の納品・検取時に一括で売上計上される収益であり、オフィス光119事業においては主に光回線サービスの取次、オフィスソリューション事業においては主に情報通信機器・環境商材の販売によるものであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループにおける主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、「連結計算書類の連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
イ. 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	6,113,174千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	4,911,968
契約負債(期首残高)	14,870
契約負債(期末残高)	15,520

(注) 契約負債は、主に商品の引き渡し前に顧客から受け取った前受金並びに各種保守サービスの年間料金として顧客から受け取った前受収益に関するものであり、連結貸借対照表上は「流動負債」の「その他」に計上しております。前受金については、商品の引き渡しに伴い、前受収益については、各種保守サービスの提供期間に応じて均等に取り崩されます。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 830円39銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 155円95銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株		主		資			本
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計
			資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	
当期首残高	607,690	2,112	597,690	597,690	2,500	1,400,000	1,903,907	3,306,407
当期変動額								
新株の発行	17,107	△2,112	17,107	17,107				
剰余金の配当							△88,097	△88,097
当期純利益							1,107,961	1,107,961
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	17,107	△2,112	17,107	17,107	－	－	1,019,864	1,019,864
当期末残高	624,797	－	614,797	614,797	2,500	1,400,000	2,923,772	4,326,272

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△490	4,513,409	17,876	17,876	1,536	4,532,821
当期変動額						
新株の発行		32,102				32,102
剰余金の配当		△88,097				△88,097
当期純利益		1,107,961				1,107,961
自己株式の取得	△172	△172				△172
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			3,149	3,149	3,392	6,541
当期変動額合計	△172	1,051,793	3,149	3,149	3,392	1,058,335
当期末残高	△663	5,565,203	21,025	21,025	4,928	5,591,157

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

イ. 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について

では定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～22年

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間

（5年）に基づいております。また、契約関連無形資産については、経

済的耐用年数（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. オフィス光119事業

オフィス光119事業における収益は、主に当社が電気通信事業者として提供する光回線、プロバイダ及びその他インターネット付随サービスの利用料による収入（以下、オフィス光119関連収入という。）、他の電気通信事業者への取次による手数料収入からなります。オフィス光119関連収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。手数料収入については、当社から他の電気通信事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. オフィスソリューション事業

オフィスソリューション事業における収益は、主に当社が小売電気事業者として提供する電力供給サービスによる収入並びに他の小売電気事業者への取次による手数料収入、情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入及びレンタルホームページサービスによる収入からなります。

小売電気事業による収入については、当社が顧客との契約に基づいた電力供給サービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日まで生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。手数料収入については、当社から他の小売電気事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入については、顧客へ商品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識することとしております。一部の当社が販売代理店となる取引においては、当社が販売会社を通じて商品購入者へ商品を納品し、販売会社がサービスの支配を獲得した時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識することとしております。当該事業においては当社が代理人となるため、商品購入者から商品販売の対価として受け取った売上代金から、当社が販売会社へ支払う仕入代金を控除した金額を収益として認識することとしております。

レンタルホームページサービスによる収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金に基づき収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含ん

でおりません。

ハ. ファイナンシャル・プランニング事業

ファイナンシャル・プランニング事業における収益は、保険会社からの代理店手数料収入からなります。当社が保険契約の取次を行い、保険会社が当該契約を検収することによりサービスの支配を獲得した期間に応じた履行義務が充足されたと判断し、取次内容又は保険サービスの提供期間に応じた保険会社から支払われる代理店手数料を収益として認識することとしております。

これらの履行義務に関する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
貸倒引当金 (流動)	△69,421
貸倒引当金 (固定)	△37,136

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類の連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (貸倒引当金) (2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
繰延税金資産	51,120

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類の連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (繰延税金資産の回収可能性) (2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 176,265千円
- (2) 当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2023年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,000,000 千円
借入実行残高	1,400,000
差引額	2,600,000

なお、当社が取引銀行1行と締結した貸出コミットメント契約には、次の財務制限条項が付されております。これらの財務制限条項のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 2021年8月期以降の決算期及び中間決算期における純資産の部の金額を半期前の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2021年8月期以降の決算期及び中間決算期における経常損益を赤字としないこと。
- ③ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入実行残高の合計額が、直近四半期末時点における連結貸借対照表上の運転資金所要額（連結貸借対照表において、売上債権に棚卸資産を加算し、買入債務を減算した額）を超えないこと。
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務
- ① 短期金銭債権 18,676千円
- ② 短期金銭債務 36,807千円
- ③ 長期金銭債権 6,937千円

5. 損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

営業取引による取引高	
売上高	44,937千円
仕入高	160,662千円
外注費	86,177千円
経費	3,320千円
販売費及び一般管理費	16,246千円
営業取引以外の取引高	38,667千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

533株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	32,180千円
減損損失	1,770
資産除去債務	15,855
賞与引当金	18,975
未払事業税	17,104
売掛金	925
その他	9,289
繰延税金資産小計	96,101
評価性引当額	△29,328
繰延税金資産合計	66,772
繰延税金負債	
建物附属設備	△6,807
その他有価証券評価差額金	△8,844
繰延税金負債合計	△15,652
繰延税金資産の純額	51,120

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「計算書類の個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	751円64銭
(2) 1株当たりの当期純利益	150円17銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。